

【アメリカ】第3次全米気候評価報告書

海外立法情報課長 岩澤 聡

* 2014年5月6日、連邦政府は、第3次全米気候評価報告書を発表した。これは、全米各地における気候変動の影響に関する最も包括的な分析レポートである。

1 報告書の位置づけ

全米気候評価報告書（National Climate Assessment、NCA）は、米国地球変動研究プログラム（USGCRP、注1）の研究成果と全世界の研究及び観測の結果を総合し、公私に及びあらゆるレベルの意思決定のためのより有益な情報提供を目的として、米国全土の多様な地域及び領域における気候変動の影響及びその対策を報告するものである。地球変動研究法（Global Change Research Act of 1990）は、USGCRPに対して、4年ごとに国内における気候変動の影響評価報告を作成し、大統領及び議会に提出することを義務付けており、今回のレポートは、2000年、2009年に次いで第3次の報告書となる（注2）。300人以上からなる専門家チームが執筆を担当し、国民及び政府内外の科学研究者の双方から広範囲にわたる審査を受け、原案に改訂が施された。

同報告書は、オバマ大統領が昨年6月に発表した気候行動計画（The President's Climate Action Plan）の重要な成果物であるとも位置づけられている。

以下に、同報告書の内容の一部を紹介する。

2 気候変動の現状と予測

- ・ 過去半世紀における地球温暖化が人為的な要因（特に化石燃料の燃焼）によるものであることは明白な証拠がある。集められたデータは、太陽や火山の活動などの自然的要因のみでは、温暖化の原因となりえないことを示している。
- ・ 米国の平均気温は、1895年以降1.3～1.9° F（0.7～1.1° C）上昇しており、特に1970年以降の気温上昇が顕著である。ただし、温暖化の程度は各地域で様ではなく、一般に、北部において気温上昇のペースが速い。1970年以降、アラスカは気温上昇の程度が最も大きい地域の一つであり、逆に南西部は気温上昇の程度が最も小さい。
- ・ 今後数十年の間に、各地域の気温は2～4° F（1.1～2.2° C）の上昇が見込まれ、温室効果ガスの排出が現状のまま増加を続ければ、今世紀末までに、さらに5～10° F（2.8～5.6° C）上昇する可能性がある。
- ・ 過去1世紀の間に、世界の平均海水位は約8インチ（20 cm）上昇しており、その間の上昇率は、1992年以降に倍増している。
- ・ 海水位は、今世紀中にさらに1～4フィート（30～122 cm）の平均的な上昇が見込まれるが、特定の地域においては6フィート（183 cm）を超える可能性も想定される。

3 地域ごと・分野ごとの状況

- ・気候変動の状況は、全米各地で必ずしも一様でなく、多くの地域に共通のもの（例：降水量の増大）もあり、特定の地域に固有のもの（例：永久凍土層の解凍）もある。
- ・北東部においては、熱波や頻繁な豪雨、海水位の上昇や高潮による洪水などのリスクが顕著であるのに対して、南西部では、干ばつや山火事の増加、不足する水資源をめぐる人間及び動植物の競合といった脅威が存在する。また、アラスカにおいては、夏季の海氷の急速な後退や氷河の収縮、永久凍土の解凍が、沿岸部のインフラや生態系に与える影響が懸念される。
- ・気候変動は、農業、水、健康、エネルギー、交通、生態系等、経済及び社会の多様な領域・分野に影響をもたらす。
- ・農業分野の生産性は、気象条件の変化や異常気象などが作物や家畜に及ぼす直接的な影響と、家畜伝染病の脅威の高まりといった間接的な影響の双方に対して脆弱である。また、気候変動は、熱波、干ばつ、山火事、大気汚染等を通じて人々の健康に影響をもたらしており、これらの脅威を管理するための方策が課題である。

4 対策の選択肢

- ・気候変動の影響がより顕在化しつつある現在、国民が直面する対応策の主要な選択肢は「緩和」(mitigation、温室効果ガスの排出削減及び大気中のCO₂の吸収による将来の気候変動の量及びスピードの縮減)及び「適応」(adaptation、新たな事態に対する準備・調整を通じた損害の軽減及び利点の活用)であり、双方とも、包括的な気候変動対策戦略における必要不可欠な要素である。
- ・これらの対策は発展途上ではあるが、現時点の取組内容は、社会、環境及び経済の各分野でますます不利益をもたらす気候変動の影響を回避するには不十分である。

同報告書は、今回で3回目となる持続的な気候評価プロセスの意義について、「急速に進展する科学的知見のより効果的な収集、総合を通じて、政策決定者に対する適時かつ適切な情報の提供を可能ならしめること」であるとしている。一方で、これまで最も緊急性のトーンが高い今回の報告書のねらいとして、2014年6月に連邦政府が発表したCO₂排出規制を強化する新たなガイドライン案（注3）に対する批判をかわす意図があったことが報じられている。

注（インターネット情報は2014年6月18日現在である。）

(1) U.S. Global Change Research Program. 13の省庁で構成され、地球規模の気候変動に関する研究遂行及び対策支援のために1989年に発足、1990年に気候変動研究法により議会の承認を得た。

(2) U.S. Global Change Research Program, “Climate Change Impacts in the United States, U.S. National Climate Assessment,” 2014. <<http://nca2014.globalchange.gov/>>

(3) Environmental Protection Agency, “Clean Power Plan Proposed Rule,” Jun. 2, 2014. <<http://www2.epa.gov/carbon-pollution-standards/clean-power-plan-proposed-rule>>